令和4年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日程: 令和4年11月7日(月)13時30分から16時30分まで

開催場所:アスト津 4階 会議室1

出席委員:7名

石川知明委員長池山敦委員上田章善委員林拙郎委員松井寿人委員森下ゆう子委員

矢田 真佐美 委員

- 1 開会
- 2 あいさつ (農林水産部長 更屋)

3 議事

(司会)

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員 10 名中、会場参加 5 名、ウエブ会議システムによる参加 2 名、合計 7 名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

(司会)

次に本日の委員会の流れについてご説明させていただきます。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明をさせていただきます。 (説明)

(司会)

それでは議事に入らせていただきますが、みえ森と緑の県民税評価委員会条

例第5条第1項の規定によりまして、当委員会には、委員長と副委員長を各1名置くことになっております。また、第2項の規定によりまして委員長及び副委員長は委員の互選により定めるということとなっております。

なお、本日ご欠席の委員からはご出席の委員に一任するというご意見をあらかじめいただいております。

この委員の選出につきまして、どのようにいたしましょうか。

(委員)

事務局案がございましたら、お願いしたいと思います。

(事務局)

石川委員に委員長、三田委員に副委員長をお願いしたいと考えていますが、 いかがでしょうか。

なお、本日欠席の三田委員につきましては、副委員長就任につきまして、内 諾をいただいてます。

(司会)

他に意見ございませんでしたら、委員長は石川委員、副委員長は三田委員にお願いすることで、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

それでは委員長に石川委員、副委員長に三田委員がご就任いただくということで、お願いしたいと思います。

この後の議事の進行につきましては、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長に議長として進めていただきます。それでは石川委員長、議事の進行をお願いいたします。

(委員長)

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは早速ですけれども、議事の2つ目、みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討の審議に入らせていただきます。

まず、三重の森林づくりに関する県民意識調査の詳細結果について、説明を

お願いいたします。

(事務局)

(資料2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

先ほどのアンケートの結果からいたしましても、これまで評価委員会で4つの項目について評価をしてきましたが、その中の情報発信度に対する取組のあり方が今後の課題になると改めて痛感いたしました。

(委員長)

ありがとうございます。

その他、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(委員)

この 61 ページの(56) に、県民が森林・林業の必要性・重要性を認識している割合が低いんじゃないかという意見がありますが、県内の森林について、県所有と民間所有の割合はどの程度なのでしょうか。

(事務局)

三重県の森林面積約 37 万へクタールのうち、民有林が約 35 万へクタールで約 94%、残りが国有林になります。民有林のうち、私有林、個人が所有している森林が 20 万へクタール弱になっております。県行造林といいまして、土地を所有者から借りて、県が育てている森林が県内に 3 3 ヶ所、面積で 3,400 ヘクタールあります。

(委員長)

他に何かございましたらお願いいたします。

(委員)

アンケート調査の 20 ページを見まして、森林にあまり関わろうとは思わないというご意見が 46.2%あり、ちょっと高い印象を持ったんですけれども、この設問の中で、関わるという言葉がとても抽象的な表現なので、回答された方がど

ういうイメージを持たれて、関わろうと思わないと答えられたのかというのが、 ちょっとわかりにくいなと思いました。

この関わるという言葉を、もう少し具体的な表現があるとまた違う回答になったのではないかと思いました。

(事務局)

問9の森林との関わりについては、※印の注意書きにおいて、森林に関係する 仕事や活動、植樹活動や里山整備だけでなく、触れ合う機会も含めてと書いてお りますが、どうしても、そういった里山整備の活動や植林のイメージを強く感じ たのではないかと思います。

(委員長)

例えば、キャンピングなども含めてであれば、もっと高かったのではないかと は思いますけど。

(委員長)

地域別の集計というのは取られているのでしょうか。県の北部というのは都市部が多くて、南部が林業地域だと思うんですけど、そういう差があったのかどうかということはいかがでしょうか。

(事務局)

調査結果5ページをご覧いただきますと、市町別と、それから森林率で区分した地域別ということで、森林率40%と65%で線を引いて集計しております。これに伴うクロス集計をそれぞれの設問で行っています。

(委員長)

税の認知度が約20%で低いというご説明ですけど、こういう調査は以前にもされてきたかと思いますが、その変化というのはありますか。

(事務局)

これまで、e-モニター制度によるアンケート調査を実施しておりまして、概ね30%前後で推移しています。今回初めて県民意識調査ということで、無作為に抽出した5,000人に郵送によるアンケート調査を実施したところ、20%という結果となりました。県政に関心がある方が e-モニターに登録していることもあって、差が出たのかなと感じてます。

(委員長)

それでは次に、みえ森と緑の県民税の現行制度について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料3を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

税導入から5年が経過することからと書いてありますが、これは条例に明記されていますので、そこをしっかり説明した方が良いと思います。

(委員長)

第3期の制度案においては、例えば括弧書きで根拠法の情報などを記載して もらうと分かりやすいと思います。

(委員長)

11ページの9の第2段落のところ、いわゆる周知活動について、様々な手法を活用と書いてありますが、アンケート結果などを見ると課題が残されていると思いますので、第3期については、具体的な取組を記載いただくと分かりやすいかと思います。

(委員長)

それでは次に、みえ森と緑の県民税基金事業の第2期の取組状況について、ご 説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料4を基に説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

取組の状況と課題が書いてありましたが、この課題は第3期の5年間につい

ての話という理解でいいでしょうか。

(事務局)

その通りです。今回、課題として整理させていただいた部分についてご議論いただき、いただいたご意見等をふまえて、制度素案を作成していきたいと考えています。

(委員長)

これまでの事業評価における各委員の意見なども含めて、課題を挙げていただいてるところかと思いますので、第3期の検討に向けて考慮いただきたいと思います。

(委員長)

それでは次に、国の森林環境譲与税との関係について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料5を基に説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の棲み分けについて、森林環境譲与税は森林整備や人材育成など、林業に関わる人たちへの支援、一方、みえ森と緑の県民税は広く三重県民、また地域住民のための支援と認識しましたが、間違いないでしょうか。

(事務局)

大きな意味では、委員のおっしゃられるとおりだと思っております。森林環境譲与税は、森林の公益的機能を維持していくためには森林を適切に管理していく必要性があるということで、特に森林整備に重点をおいている。

県民税については、県民の皆さんに森林を支えていただくということに重点をおいて支援していると認識しています。

(委員)

15ページの対比表を参考にして、今後検討していく必要があると、評価委員の立場としては思っています。実際に市町が税を使って事業を実施するときに、1つの事業の中で、そのうち何割かは県民税を使い、何割かは森林環境譲与税を使うということは起こりうるのでしょうか。それとも、それを分けて別々の事業として実施しているのでしょうか。

この P 15 にあるような使い分けで、現場に課題はないのか検討する必要があると感じています。

また、実際に現場で使い分けたり、両税の使途について情報収集することなどについて、事務が大変多く発生しているのではないかと思います。

(事務局)

税を活用した事業の現状の考え方としましては、基本的に、1つの事業に両方の税を混ぜて使わないという整理にしております。

今回、市町や林業関係団体に意見聴取した中では、両税を一体的に活用できないかという意見もいただいていますし、一方で、現在の棲み分けで十分わかりやすく課題はないといった意見も多くいただいています。

この後の論点としてもあげておりますので、こうしたこともふまえてご議論 いただければと思います。

(委員長)

基本的には、森林環境譲与税は林業を主体に取り組み、県民税は2つの基本方針に基づいて取り組むという整理かと思います。この15ページの表を見てみると、線引きの難しいのが木材利用の促進のところだと思います。例えば、建物の内装木質化は譲与税になってますが、これは県民税は使えないということになるのでしょうか。

(事務局)

森林環境譲与税につきましては、木材を内装にも構造にも活用できます。

考え方としましては、県民税は、基本的に森林教育を目的とした施設や物品への木材利用という整理にしております。例えば、保育所や幼稚園、小学校における内装木質化や木製備品類は県民税を活用できます。

(委員長)

この対比表の整理によって両税の使途が決まってくるので、市町の方々にも しっかり伝わるようにしておく必要があると思います。 また、両税ともに内装木質化に活用できるのであれば、県民税を活用して内装の木質化を実施した場合に、どういった目的で県民税を活用したのかクリアに情報発信しないといけないと思います。

(事務局)

現在も、施設の木造化・木質化に県民税を活用する場合は、森林教育の場として活用することが必要と整理していますが、今後さらに明確にしていく必要があると感じています。

(委員長)

先ほどの県民意識調査のところで、県民税は必要ですよという方が8割以上おられたとありましたが、県民税や森林の機能とかの説明をされて、大事ですよという方が8割以上というのは分かります。しかしながら、国の方にも森林環境譲与税があるということがどれだけ伝わっているのか。何かそのあたりの情報も出しておかないといけないのかなとは感じます。

棲み分けの難しいところがあるとは思いますが、きちんと整理いただいた方がいいかなと感じます。

(委員)

県民税が多様な使途に活用されている中で、ひとりの県民として気になるのは、やはり一般県民が知らないということです。周知されてないというか、行政の中で、県から市町に対して使途の説明などはされているかと思いますが、広く住民の方に、こういう税の使い方ができるということが伝えられていないと思います。

行政の中だけで使われていくのではなく、自治会とか、いろんな民間団体に、 こういう税の使い方ができますよということが周知されて、その中で、創意工夫 されながら活用されることで、情報発信にもつながっていくと思います。

こうしたことも含めて、もう少しわかりやすい棲み分けや仕組ができるといいと思います。

(事務局)

委員のおっしゃられるとおり、行政の中ではわかっているけれども、一般の方はわからないということが多いと思います。いかに一般の方あるいは自治会なりに、税の活用について伝えていくのかが課題と認識しています。

各市町において、地域の実情に応じた取組を展開していますが、自治会の取組に支援するような方法をとっている市町も多数ありますので、こうした取組を

広げていくことが大切だと感じています。

アンケート調査にもあったように、森林とふれあうような取組をふやして、森林への関心が高まってくれば、税の使い方にも関心が向くかと思いますので、そうしたことも含めて検討していきたいと考えています。

(委員長)

両税の棲み分けについては、森林環境譲与税の方もいろいろ話題になったり してますので、クリアにわかるように分けていただいて、情報発信していただけ ればと思います。

(休憩)

(委員長)

定刻になりましたので、再開したいと思います。 次に論点整理についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料6を基に、論点1と2について説明)

(事務局)

税の継続と2つの基本方針について、税はもうやめるべきだとか、2つの基本方針は変更すべきだ、そういうご意見があるかどうかということですけれどもいかがでしょう。

(委員)

令和6年度からは、森林環境税が導入されることになりますので、棲み分けを しっかりしておかないと、次回アンケートを実施した際に、森林環境税もあるの で、みえ森と緑の県民税はもういいんじゃないのとなりかねませんので、その点 十分に棲み分けができるような形で継続していただければと私は思っておりま す。

(委員)

災害に強い森林づくりについて、どちらかというと、豪雨、流木など洪水災害 を意識されて書かれているかと思います。

今もう1つ言われてますのが、いわゆる南海トラフ地震関連ですね。南海トラフまで書く必要はないかもしれませんが、地震による森林被害に触れなくてい

いのかご検討いただければと思います。

(委員長)

今のご意見は、税の継続と基本方針はいいけれども、評価委員会の意見として、 地震災害についても考慮しておくべきではないかというご意見かと思います。 まだご検討いただくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

これまでは地震被害というのを想定してないかと思いますので、検討させていただければと思います。

(委員長)

直接的にではなく、例えば、土砂ダムのようにせき止められてダム湖を形成することも想定されるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

そうしましたら、税は基本的に継続の方向で検討する。2つの基本方針も現行 どおりの方向で検討していくということでよろしいでしょうか。

そういうことで、ご検討をお願いいたします。

それでは次の論点について、説明をお願いいたします。

(事務局)

(論点3と4について説明)

(事務局)

本日欠席の委員から事前に意見の提出がございましたので、紹介させていただきます。

「論点4の税を活用した事業を行う上での3原則の課題というところで、市町から新たな取組だけでなく既存施設等の維持管理も重要であるとの意見もありとあります。

施設等を作った場合、それを長く使い続けるためには、日常の点検や管理が大切で、当然、維持管理費も必要です。木材を使った施設や設備などは二酸化炭素固定のためにも長く使い続けることに一つの意義があるので、維持管理のための費用にも県民税を使えるようにするべきだと思います。維持管理費がないために、修理されずに朽ちてしまってはせっかくの県民税を投入した施設がもったいないと思います。

したがって、この原則 2 において、県民税で作った施設及び県民税を使っていなくても、木製(木造)の長く使い続けたい施設、設備の補修等の事業も対象に

してはどうでしょうか。」

というご意見がございました。

ここで、維持管理費の充当について、現行のルールを簡単に補足説明させていただきます。

まず、既存施設の維持管理については市町交付金の対象とはならないと整理 しています。ただし、交付金を使って新たに施設を設置した場合については、設 置後の維持管理に交付金を充当することができます。

なお、その場合、維持管理費に充当できる交付金の額は、毎年度の交付金額の 概ね50%以内としています。

以上でございます。

(委員長)

論点3と論点4について説明をいただきました。

これは次回に向けて、事務局が制度素案を作成するにあたって、委員の皆様方からご意見等をいただくという形になるかと思いますが、いかがでしょうか。既存の施設の維持管理も含めてはどうかという意見がありましたけれども。

(委員)

論点3の課題のところで、獣害防護対策の支援だけでなく、再造林に対する支援が必要であるとの意見があるというところで、この再造林の意味は、鹿とかの獣害にあったところを再び造林するという意味でしょうか。

(事務局)

「主伐後に植える」という再造林に対する支援という意味になります。再造林 した後にさらに被害を受けた部分の補植というのは、次のステップと捉えてま す。

(委員)

論点3について、評価委員からの事前意見のところを受けてということでお話をさせてください。

森林教育の充実という言葉がありますが、今、学校の現場としましては、コロナの影響を受けて、子供たちの体験活動が大変少なくなってきています。その中でも、緑や森とふれあう活動というのは少なくなってきているのが現状でございます。

そうした中、昨年度、本校において箸づくり体験をさせていただいて、講師の 方にも非常に丁寧に指導いただき、保護者にも来ていただいて非常に好評でし た。

やはり、実際体験をするような事業を充実させていただくことで、その子たちが大人になっていく中で、税への理解も深まっていくであろうし、森林の重要性というのもわかっていくのかなと感じました。

(委員長)

既存施設の維持管理費や再造林についても、県民税以外の財源を活用している内容もあるかと思いますので、そこに県民税が入っていくということになると、当然、その意義、県民税の目指す目的との合致が必要で、そして、それをどう発信していくかということが基本になってくるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点5と6について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

論点5について、これまでも委員の皆さんが触れてますように、よく似た感じで国税と県税があるということで、棲み分けという部分は必要だということを 議論いただいていたところかと思います。

国税も県税もあることがわかったら、県民調査の結果はどうでしょうねというような発言もありましたが、私もそのように感じます。一方で、実は市町担当者は棲み分けにそんなに困っていないという部分もあるとのことです。

そうしますと、県民にどう伝え、どう見せていくのかという部分が非常に重要で、県税と国税がある中で、それが正しく使われているということを県民にどう伝えていくのかという広報の問題のところに戻ってくるのかなと感じました。

現在、CM や YouTube の広告などに取り組まれていますが、一つの案としまして、広く周知していくということも重要なんですけれども、近年、例えばキャンプブームなど、新たに自然の中に入っていく方もいるのではないかと思います。そうした新たに自然に興味を持たれた方とかに、少し重点をおいて、広報をかけていく、そういった視点も必要なのではないかと感じました。

大きく広くということと、上手くポイントを絞ってというような広報がある のかなと感じました。

(事務局)

どういったところに焦点を絞っていくかというヒントをいただき、ありがとうございます。幅広く広報していくのと併せて、今まで届いていなかった人、あるいは、今委員がおっしゃられた、自然への関心が広がりつつあるので、そういったところに向けた発信の仕方も検討していく必要があると思います。

(委員)

私自身もキャンプに行ったりしますが、キャンプ先で燃やす薪って結構嬉しいんです。現場で売っていただいたりしてるんですけど、例えば、そこに県民税が使われてますみたいなことが書いてあったりすれば、関心を持ってる方にタイミングよく伝わるのかなと思いました。

テレビをつけてるときに流れてきて、フーンそうなんかってなるよりも、効果が高いかなと感じました。

(委員長)

いろいろな方法をご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。 論点6については、事務局の考えとしては、全国植樹祭に向けた取組を制度案 に盛り込むということをお考えですけれども、第3期が令和6年度から10年 度までで、準備期間がかかってくるということで、盛り込みたいということです けれども、これはよろしいでしょうか。

せっかくの機会ですので、盛り込んでいくという方向でご検討お願いいたします。

それでは次の論点についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

(論点7について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

この配分の考え方で2点ありまして、まず、今日の会議の前半にもちょっとありましたが、防災枠が途中から入ってきたということで、制度案への盛り込みを検討していただくのが1つです。

それから、森林が少ない市町に対する加算枠の見直しをしていただいた方が いいんじゃないかなと思っています。

(委員長)

見直しの具体的な内容は?

(委員)

上限が5年間で 1,000 万円となっていますが、これはもっと下げていただいて、南部のもっと税を必要としているところに対する配分を上げるといいのではないかと思っています。

(委員長)

森林のより多いところに配分する方向がいいのではないかというご意見ですね。またご検討いただければと思います。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点8と9について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

10ページの制度や使途の周知について、県のホームページやパネル展示などで紹介されておりますし、私も審査させていただく中で、例えば災害に強い森林づくりの土砂流木対策などを実施する際には、これは県民税を活用してますという看板を現場に立てるなど、周知していただいています。

例えば、実施している事業もありますが、事業を実施するにあたって、地域住民などに説明会を開催するなどして、県民税を活用していることを発信していけば、効果が高いのではないかと思います。

地道な活動かもしれませんが、例えば、その中に子供たちがいれば、森林とふれあう機会の確保にもつながり、さらに周知が広がるのかなと思いましたので、 提案させていただきたいと思います。

(委員長)

ご検討をよろしくお願いします。

他に何かございましたらお願いします。

(委員)

論点8について、これまでと同じ方法で税を集めるとして、この制度が3期目に入って10年経つわけですけれども、県民が減ってるのではないかと思います。税収の見込みはどれぐらい減るというのも算出されているのでしょうか。

第3期5年間の見通しというか、そのあたりはどうなのでしょうか。

(事務局)

どれぐらい減少する見込みかというのが、ちょっと今手元にございませんので、税収の担当の方とも調整しながら、改めてご提示させていただけたらと思います。

(委員長)

他に何かございますでしょうか。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点 10 と 11 について説明)

(事務局)

本日欠席の委員から論点 11 ついての意見を事前にいただきましたので読み上げます。

「10年で1つの区切りとして欲しいと8市町から意見が出ているのはやりにくいことが多々あるからだと思います。10年での見直しについて、もう一度市町、林業関係団体等に意見聴取をしてもいいのではないでしょうか。

その上で、10年で支障がないようなら、10年での区切りとしてはどうでしょうか。」

といったご意見でございます。

なお、制度を5年で見直すことについては、条例の方に根拠があるということ について付け加えさせていただきます。

以上でございます。

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

10年の見直しを言われてるのが8市町あるということですけど、菰野町ぐらいしか長期間にわたる事業を思い出せなくて、また、10年で1区切りとなると、私たち委員の任期が最長8年なので、任期内で終わらない事業をどう評価していくのかということにもなるかと思います。

各市町の現場の中で、実際に5年が妥当なのか、10年が妥当なのかについては、一度事務局の方で検討いただきたいと思います。

(委員長)

独自に税を導入している府県が多くあると思いますので、そこがどういうふうな制度運営されてるのか、大体5年で見直してたと思いますが、そのあたりも参考にして、資料として提示いただければと思います。

(委員)

この 5 年を 10 年にというのは、市町の交付金制度において基金への積立が結構あったと思いますが、それを 5 年から 10 年に伸ばすというようなことも含まれるのですかね。

そうしますと、10 年後に基金がたくさん貯まってどうするのという話にもなりかねないかと思いますので、十分検討していただく必要があると感じました。

(事務局)

市町にとってのメリット、あるいは、税制度として委員がおっしゃられたようなデメリットがあるかと思います。

大きなプロジェクト的な事業を計画するのが期を跨ぐ直前だったときに、次期の担保がないと困るというのが市町の意見かと思います。期ごとにいったん終了させるということで事業計画を立ててもらえば問題ないのではないかとも思いますので、市町の状況を確認しながら、検討したいと思います。

(委員長)

税を活用した事業の予算規模にも関わってくると思いますので、10 年スパン ぐらいの予算規模の事業を想定しているのか、そのあたりも含めて検討いただ けたらと思います。

先ほどありましたように、5年で見直すというのは条例で明文化されておりますので、それを10年に伸ばすだけの理由があるかどうかご検討いただければと思います。

その他よろしかったでしょうか。

これで論点 11 個についてご議論いただきましたが、この他に何か取り上げておくべきものがありましたら、お願いします。

(委員)

先ほどの論点で全国植樹祭がありましたけども、第3期の令和10年の時点で開催県が決定するということなので、第3期で予算化するとして、これは第3期に特化したものとしてどういう表記になるのか、1期や2期にはない予算ということで、県民にもそれを周知する必要があると思います。

そのあたりが次回の評価委員会で明示されればと思いましたのでよろしくお願いします。

(委員)

この全国植樹祭は基本的には毎年どこかの都道府県で開催されてるかと思います。そうしますと、国の森林環境譲与税を全国植樹祭に活用しているところがあるかもしれません。

そうした事例があった場合、三重県でも、県民税ではなく森林環境譲与税を活用した方がいいのではないかという意見も出てくるかと思いますので、そのあたりは十分注意していただければと思います。

(事務局)

県民税、森林環境譲与税の使い分けは各府県いろいろな考え方がありますので、各府県の状況も調査しながら、検討していきたいと思います。

(委員長)

全国植樹祭に合わせて、2つの基本方針のうち「県民全体で森林を支える社会づくり」をいかに進めていくのかということでの事業の立ち上げになると思いますので、他府県のやり方とかも見ていただいて、検討いただければと思います。

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。お忙しいところご参集 いただきましてありがとうございました。円滑に議事が進められましたことに お礼申し上げます。

それでは事務局の方にお返しをいたします。

(事務局)

事務連絡

(閉会)